

## 檀原市がん患者のためのウィッグ及び乳房補正具の購入助成金のご案内

檀原市では、がんの治療に伴う外見の変化を受け、ウィッグ又は乳房補正具を使用するがん患者さんのがん治療と就労や社会参画の両立及び経済的負担軽減のため、補正具の購入費用の一部を支援します。

### 助成を受けることが出来る方（次のすべてを満たす方）

- がんと診断され、がん治療を受けた方、または現在治療を受けている方。
- がんの治療により頭髪脱毛または乳房を切除した方。
- ウィッグまたは乳房補正具の購入日および申請日において、市内に住所を有する方。
- 申請日時点で、市税を滞納していない方。
- 助成金の交付に係る補正具について、国、県又は他の市町村の助成を受けていない方。
- 令和5年4月1日以降に対象の補正具を購入し、購入から1年以内の方。

### 助成の対象と助成金額

	ウィッグ	乳房補正具
対象品目	・全頭用のもの ※部分用は対象外です ・装着時の保護ネットも対象 ウィッグと同時に申請して下さい	・人工乳房 ※乳房再健術等によって体内に埋め込まれたものは対象外 ・補正下着（パッドを含む） 同時に申請して下さい
助成金額	購入金額の1/2の額（100円未満の端数は切捨て） 上限20,000円	購入金額の1/2の額（100円未満の端数は切捨て） 上限20,000円
助成回数	一生涯につき1回限り	一生涯につき左と右の切除毎に1回限り

### 申請書類

- 檀原市がん患者ウィッグ及び乳房補正具購入費助成金交付申請書（様式第1号）
- 檀原市がん患者ウィッグ及び乳房補正具購入費助成金交付に係る同意書（様式第2号）
- がんと診断されたこと・がん治療したことがわかる医療機関名が入った書類（診療明細書、化学療法又は手術・放射線治療に関する説明書、がん医療連携クリティカルパス、治療方針計画書、診断書等）  
その他、ウィッグの場合 抗がん剤使用等の治療がわかる書類（お薬手帳も可）  
乳房補正具の場合 外科的治療による乳房摘出術と部位がわかる書類
- 対象補正具の購入にかかる領収書  
※ 申請者名、購入日、購入名、購入金額、領収書発行者の名称が記載されていること  
※ ウィッグの場合、「医療用ウィッグ」または「全頭用ウィッグ」とわかるもの
- 申請者名義の振込先の金融機関の通帳またはカードの写し
- 本人確認書類 ・顔写真ありのもの：下記のいずれか1種類  
個人番号カード、運転免許証、身体障がい者手帳、療育手帳、旅券など  
・顔写真なしの場合：下記のいずれか2種類  
健康保険証、介護保険証、国民年金手帳、後期高齢者医療証、住民票など

**申請期限** 令和5年4月1日以降に購入し、購入日（領収書発行日）から1年以内を申請期限とします

**申請窓口** 下記のどちらの窓口でも結構です

- 健康増進課（保健センター北館4階）
- 妊産婦・乳幼児相談窓口（分庁舎2階⑦窓口）

どちらも 月～金 8:30～17:15（土日祝及び12月29日～1月3日を除く）

問い合わせ先：健康増進課 TEL 0744-22-8331/FAX 0744-24-9124

申請者本人または同居家族の方が申請に来て下さい

## 購入助成金 Q & A

1	助成対象者について	
1-1	令和 5 年 4 月 1 日以前にがん治療を受けたが、対象なのか？	以前に治療を受けた方も対象となります。但し、補正具は令和 5 年 4 月 1 日以降に購入したものに限りです。
1-2	がん治療を受けた時は檀原市に住民登録が無かったが、対象か？	対象補正具の購入日及び申請日時時点で檀原市に住民登録があれば、対象となります。
1-3	対象者本人以外の申請書の提出は可能か？	窓口への申請書の提出は、助成の対象者（申請者）でお願いします。来庁が困難な場合は、申請者と住民票を同一にするご家族の方でお願いします。
1-4	振込先は家族の口座でも可能か？	原則として、申請者名義の口座に限りです。但し、申請者が未成年で口座が無い場合、保護者名の口座に振込が可能です。
2	補正具の購入について	
2-1	がんと診断され、今後の脱毛や乳房の切除に備えて、事前に補正具の購入は対象か？	対象です。対象補正具は事前に購入しても結構ですが、購入日（領収書の発行日）から 1 年以内に申請して下さい。
2-2	以前に助成を受けて、使用している補正具を買い替えたが、助成は可能か？	再度の助成は出来ません。助成は部位ごとに、一生涯につき 1 回限りとなります。
2-3	がんの再発や転移の場合、再度の申請は可能か？	申請は、ウィッグ及び乳房補正具の補正具ごとに 1 回限りです。
2-4	ウィッグと乳房補正具の両方を購入したが、申請は 1 回なのか？	助成対象は①ウィッグ、②乳房補正具 それぞれ 1 回です。但し、乳房補正具は切除毎に申請が可能です。
2-5	部分用のウィッグは対象？ 毛髪が付いた帽子は対象？	ウィッグは全頭用に限りです。部分用は対象外です。 毛髪がついた帽子は対象外となります。
2-6	ウィッグのスタンドやケア用品は対象か？	対象外となります。
2-7	眉毛も治療脱毛したが、シール等も対象か？	対象はウィッグと乳房補正具となります。
2-8	乳房を左と右、両方を一度に切除したが、その場合は？	購入した補正具ごとに 1 回の助成であるため、両乳房用を一度に購入した場合は 1 回の助成になります。
3	領収書について	
3-1	領収書が無い場合は？	領収書が無い場合は申請の受付が出来ません。購入したところに発行を依頼して下さい。
3-2	通販で購入したが、送料や振込手数料は対象か？	送料や振込手数料は対象外です。
3-3	領収書の記載内容は？	次の全ての記載が必要です。①購入者名（申請者と同一であること）、②購入日、③購入品名、④購入金額、⑤領収書発行者名 ③の購入品名は購入したものがはっきりと判る様、内訳や明細、カタログの写し等も添付して下さい。
3-4	領収書に記載する購入者名は？	助成の対象者（申請者）と同一にして下さい。助成金の振込口座も同様にして下さい。尚、申請者が未成年の場合、世帯を共にする保護者ならば、保護者名の領収書や振込先の口座が可能です。
4	がん治療の証明等について	
4-1	がん治療の確認には何が必要なのか？	がんと診断されたことと、がん治療したことがわかる医療機関名が入った書類 (診療明細書、化学療法または手術・放射線治療に関する説明書、がん医療連携クリティカルパス、治療方針計画書、診断書など) これと併せて、 ・ウィッグの場合は お薬手帳などの抗がん剤使用が判る書類 ・乳房補正具の場合は 外科治療が判る書類 も必要です。